

学内研第722号
平成23年3月24日

各部局等の長 殿

学 長
(公印省略)

臨床研究に関する講習等の受講義務化について（通知）

「臨床研究に関する倫理指針」の改正（平成20年厚生労働省告示第415号、平成21年4月1日施行）に伴い、研究者等は、臨床研究の実施に先立ち臨床研究に関する倫理その他必要な知識についての講習等必要な教育を受けなければならないこととなっております。

現在、本学では、臨床研究の倫理審査に際し、実施責任者および実施分担者について当該講習等の受講歴の有無を確認しておりますが、平成23年4月1日以降、実施責任者および実施分担者の中に未受講者が含まれる研究計画については、倫理審査の申請を受け付けないことといたします。

については、臨床研究の倫理審査申請を行う場合は、実施責任者およびすべての実施分担者が当該講習等を受講したうえで行うよう、貴部局所属の教職員へ周知されますようお願いいたします。

なお、本学では、平成21年1月から、医学部附属病院専門研修センターが主催する「臨床試験大学院セミナー」の一部を当該指針に定める講習として認定し、臨床研究を実施する研究者等が臨床研究に関する教育を受ける機会を設けております。

セミナーの開催については随時通知しますので、貴部局所属の教職員へ周知されますようあわせてお願いいたします。

その他、e-learning による講習等の受講も認めております。対象となる講習等については、別添の「琉球大学臨床研究倫理審査委員会 申請の手順について（第2版）」、および下記 URL をご参照ください。

記

研究協力課ホームページ

<http://w3.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/>

学術国際部 研究協力課 研究協力係

砂川 香梨（すながわ かりん）

TEL : 098-895-8016 / FAX:098-895-8185

E-mail: knknkyu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp